

## 中山間地域における障害福祉サービスの確保対策

提案・要望先 厚生労働省

### 提案・要望の要旨

- ◎ 障害者にとって住み慣れた地域で、ニーズに応じた障害福祉サービスが確保されるための対策を講じること。

### 【提案・要望の具体的内容】

#### ○ 国の事業としての制度化

本県では、平成21年度から独自の取り組みとして、利用者が少ないために事業所の参入が進まず、また、公共交通機関が乏しく、移動手段の確保が困難な中山間地域において、新たに送迎付きの福祉サービスを始める事業所に対し、運営費の一部を助成することになっている。

中山間地域においても障害のある人が必要とするサービスが確保されるよう、本県の独自の取り組みに対応した日中活動系サービスにおける「特別地域加算」などを創設すること。

### 【提案・要望の理由】

1. 中山間地域では、障害者などが住み慣れた地域での生活を望んでも、身近な場所に日常生活を支援するサービス事業所がないため、適切なサービスを受けることができず、自宅への引きこもりや、家族による介護の限界から症状や家庭環境の悪化等を招き、地域外の入所施設や病院での生活などを余儀なくされている。
2. また、一人ひとりの多様なニーズがあるものの、利用者が少ないことから、現行の利用者日数に応じた日額報酬では、事業所の運営が成り立たない。
3. 平成21年4月からの報酬改定では、より小規模な事業所への報酬単価が新たに設けられるなど、報酬上の一定の措置はあったが、本県が強く要望・提案していた中山間地域でも運営が可能となるような水準までの加算となっていない。  
このため、中山間地域での障害福祉サービスを確保するため、平成21年度から県単独事業として、送迎付きのサービスを新たに始める事業所への助成を行うことにしている。